

## 第 1 1 号議案

桶川市固定資産評価審査委員会条例及び桶川市行政不服審査法関係  
手数料条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 桶川市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 4  
9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改  
正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等 における情報通信の技術の利用に関する 法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用して弁明がされた場合に は、前項の規定に従って弁明書が提出さ れたものとみなす。	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技 術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第6条第1項</u> の規 定により同項に規定する電子情報処理組 織を使用して弁明がされた場合には、前 項の規定に従って弁明書が提出されたも のとみなす。

**第 2 条** 桶川市行政不服審査法関係手数料条例（平成 2 8 年桶川市条例第  
9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改  
正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
別表(第1条関係) 備考 4 <u>行政手続等における情報通信の技 術の利用に関する法律</u> (平成14年法 律第151号) <u>第4条第1項</u> の規定により 同項に規定する電子情報処理組織を 使用して交付を行うときは、用紙の 片面に複写し、又は出力したなら	別表(第1条関係) 備考 4 <u>情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律</u> (平成14年法律第 151号) <u>第7条第1項</u> の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用 して交付を行うときは、用紙の片面 に複写し、又は出力したならば、複

ば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として手数料の額を算定する。	写され、又は出力される用紙1枚につき10円として手数料の額を算定する。
--	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。